



[ホーム](#) > [県政情報](#) > [広報](#) > [県政eしんぶん\(報道資料\)](#) > 旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について



公開日: 2015年5月18日

旧アール・ディエンジニアリング最終処分場周辺環境影響調査の結果について

栗東市小野の旧アール・ディエンジニアリング最終処分場(以下「旧処分場」という。)について、平成27年2月20日および3月2日に実施しました旧処分場跡地の周辺環境影響調査(地下水等調査)の分析結果がまとめましたので、お知らせします。

1.調査日

平成27年2月20日

平成27年3月2日(経堂池)

2.調査実施者

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室

3.調査地点

調査地点は表1のとおり(位置については[PDF 調査地点図\(PDF:197KB\)](#)を参照)

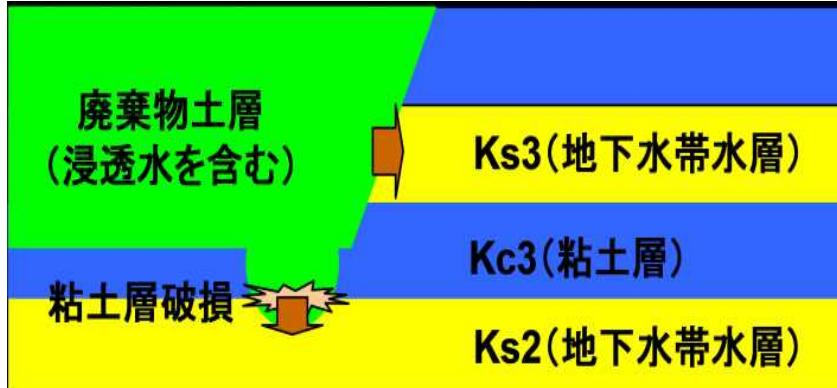
(表1)調査地点

場内浸透水		H16-No.5、No.1揚水井戸 ^(※1)
Ks3層 ^(※2) 地下水	上流 ^(※3)	H24-8(2)
	周辺	H24-S2(2) ^(※4) 、H24-2(2)、H24-4(2)
	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)
Ks2層 ^(※2) 地下水	上流 ^(※3)	H24-7、H24-6(2)
	周辺	H24-S2 ^(※4) 、No.1、No.3-1、H24-2、H24-4
	下流	K-1(Ks2層とKs3層が一体)

地下水等確認調査 (※5)	No.1-1、No.4-1、No.4-2、市No.3
経堂池	経堂池中央部

(※1)平成26年2月20日の調査より、分析するのに必要な浸透水が採取できなくなったA-3井戸に代えて、その約10m南側の地点にある「No.1揚水井戸」において浸透水を採取しています。

(※2)浸透水のKs3層地下水およびKs2層地下水への汚染移流拡散状況の概念図



【Ks3層地下水】側面で廃棄物土層と接していることにより、廃棄物土層の浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

【Ks2層地下水】底面粘土層が破損している箇所で廃棄物土層と接していることにより、浸透水が地下水に移流拡散していると考えられます。

(※3) 上流は、ボーリング調査およびEC(電気伝導率)の分析結果から、浸透水の影響はないと考えられます。

(※4) 鉛直遮水壁施工にともない井戸を撤去したことから前回に引き続き、今回も採水不能となっています。

(※5) 過去の調査において有害物質等が環境基準を超過していた周辺地下水井戸について、経過を確認しています。平成25年度以降、検出されていません。

4.調査項目

経堂池および市No.3以外:BOD等の一般項目5項目、有害物質等17項目

市No.3:pH、SS、ECおよび総水銀

経堂池:BOD等の一般項目13項目(うち農業用水基準項目7項目)および有害物質等8項目(うち農業用水基準項目1項目)

5.調査結果

別添資料[PDF](#) [分析結果\(PDF:146KB\)](#)のとおり

各調査地点における安定型最終処分場の浸透水の基準(※5)および地下水の環境基準(※6)(以下「環境基準等」という。)の超過の状況は表2のとおりでした

(表2)環境基準等の超過の状況

地点の種類	全地点 数	調査地点名	超過の状況		
			砒素	ほう素	塩化ビニルモノ マー

		H16-No.5	○			
場内浸透水	2	No.1揚水井戸	○	1	2	0
上流	1	H24-8(2)	(分析に必要な水量が確保できないため、分析不能。)			
Ks3層 地下水		H24-S2(2)	(鉛直遮水壁施工に伴い、井戸を撤去したため、採水不能。)			
周辺	3	H24-2(2) H24-4(2)	地下水の環境基準を超過した地点はありませんでした。			
上流	2	H24-7 H24-6(2)	○ 1 0 0			
Ks2層 地下水		H24-S2	(鉛直遮水壁施工に伴い、井戸を撤去したため、採水不能。)			
周辺	5	No.1 No.3-1 H24-2 H24-4	○ ○ 1 3 ○ ○			
Ks2+Ks3層最下流地下 水	1	No.K-1	地下水の環境基準を超過した地点はありませんでした。			
地下水等確認調査	4	No.1-1 No.4-1 No.4-2 市No.3	地下水の環境基準を超過した地点はありませんでした。			

表2に記載している有害物質(砒素、ほう素、塩化ビニルモノマー)以外の物質は今回調査において、環境基準等を超過していませんでした。

なお、平成26年度第1回から第3回までの調査において、環境基準等を超過していた鉛および1,4-ジオキサンも環境基準等を下回っていました。

(※5)一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)

(※6)「地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日環境庁告示第10号)」および「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境基準(平成11年12月27日環境庁告示第68号)」

表2の環境基準等を超過した地点での濃度の推移については、次のとおりでした

1)砒素について。「No.1揚水井戸」において、前回調査(H26年12月8日)の結果と同程度の濃度(0.084mg/L)が検出されました。この井戸の濃度変動は大きいですが、これは、降雨等による地下水位の変化により、多方向から浸透水を集水するためと推測しています。なお、この水は浸透水処理施設で浄化処理した後下水道へ放流しています。その他

に環境基準を超過した井戸(H24-7、No.3-1)の濃度は、概ねこれまでの検出範囲内にあり、大きな変動はありませんでした。

2)ほう素について。環境基準等を超過した5地点とも前回調査の結果と同程度の濃度でした。経年に見て、浸透水地点については濃度が漸減しており、周辺地下水についてはほぼ横ばいの状態です。

3)塩化ビニルモノマーについて。「H24-2」において、平成26年度は4回とも環境基準を超過しました。経年に見ると、同じKs2層地下水の「No.1」の濃度が低下しており、この井戸の地下水が「H24-2」の方向、すなわち下流に向かって希釈しながら拡散しているものと推測されます。なお、前回調査時に環境基準等を超過した「No.K-1」では今回は環境基準以下でした。いずれの井戸についても大きな変動はないものと考えています。

4)1,4-ジオキサンについては、今回環境基準等を超過した地点はありませんでした。全地点とも漸減傾向にあります。

経堂池調査について

pHおよびCOD以外の項目について環境基準および「水稻の生育のために望ましい指標」とされている農業用水基準(※7)以下でした。pHおよびCODが農業用水基準を超過し、前回調査時より少し増加しました。調査前の強い降雨や、藻類の発生により、池の水質に変化があるものと考えられます。今後も調査結果を注視していきます。

(※7) 農業用水基準農林水産省が学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的拘束力はないが、水稻の生育のために望ましいかんがい用水の指標として利用されています。

お問い合わせ

滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室
電話番号:077-528-3670
ファックス番号:077-528-4849
メールアドレス:df0001@pref.shiga.lg.jp

滋賀県庁:〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

[県庁各課等のお問い合わせ先一覧](#)

Copyright © Shiga Prefecture. All rights reserved.